



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 23 日 (火)
第 9 0 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|---------------|---|
| ◇ 告 示 | 鳥取県立夢みなとタワーの利用料金 (255) (観光戦略課) 2 |
| | 生活保護法による医療機関の指定 (256) (福祉監査指導課) 4 |
| | 指定自立支援医療機関の指定 (257) (障がい福祉課) 4 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (258~260) (農地・水保全課) 4 |
| | 基本測量の終了 (261) (県土総務課) 5 |
| | 土地改良区の役員の就任 (262) (中部総合事務所農林局) 5 |
| | 土地改良区連合の役員の就退任 (263) (西部総合事務所農林局) 5 |
| ◇ 海区漁調 委告示 | すくい網漁業の操業に関する指示 (2) 6 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (技術企画課) 7 |
| | 落札者の決定 (警察本部会計課) 8 |
| ◇ 正 誤 | 平成31年 3 月19日付鳥取県規則第20号中訂正 8 |

告 示

鳥取県告示第255号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 展示室及び展望室の入館料

| 区分 | 高等学校の生徒、学生又は一般人 | 小学校の児童又は中学校の生徒 |
|-----------------------|-----------------|----------------|
| 個人 | 300円 | 150円 |
| 団体（10人以上20人未満のものに限る。） | 270円 | 130円 |
| 団体（20人以上のものに限る。） | 240円 | 120円 |

イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|---------|------------|--------------|--------------|---------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午前9時から午後10時まで |
| 多目的ホールA | 2,260円 | 4,620円 | 5,760円 | 12,440円 |
| 多目的ホールB | 1,230円 | 2,360円 | 2,980円 | 6,480円 |
| 多目的ホールC | 1,130円 | 2,260円 | 2,770円 | 5,960円 |
| 映像シアター | 2,670円 | 5,340円 | 6,680円 | 14,400円 |
| 企画展示室 | 1,740円 | 3,700円 | 4,520円 | 9,970円 |

ウ 会議室利用料

| 区分 | 利用料（1時間につき） |
|-----------------|-------------|
| 第1会議室 | 420円 |
| 第2会議室 | 540円 |
| 第3会議室 | 1,140円 |
| 特別会議室（全室利用） | 1,750円 |
| 特別会議室（ラウンジのみ利用） | 730円 |

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

| 区分 | 正午から午後1時まで | 午後5時から午後6時まで | 午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで（1時間につき） |
|---------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 多目的ホールA | 890円 | 1,380円 | 1,920円 |
| 多目的ホールB | 490円 | 700円 | 990円 |
| 多目的ホールC | 440円 | 670円 | 920円 |
| 映像シアター | 1,050円 | 1,600円 | 2,230円 |
| 企画展示室 | 690円 | 1,110円 | 1,510円 |

備考

1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として

計算する。

- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 全日（午前 9 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 9 時から午後 10 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 4 2 日以上連続して利用する場合における午後 9 時から翌日午前 9 時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料

| 区分 | 利用料 | |
|----------------------|--|---|
| 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室 | 午前の利用の場合 | 利用日における冷房又は暖房の利用時間×午前の利用料÷3×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 午後の利用の場合 | 利用日における冷房又は暖房の利用時間×午後の利用料÷4×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 夜間の利用の場合 | 利用日における冷房又は暖房の利用時間×夜間の利用料÷3×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 全日の利用の場合 | 利用日における冷房又は暖房の利用時間×全日の利用料÷13×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 延長利用（正午から午後 1 時まで）の場合 | 延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 延長利用（午後 5 時から午後 6 時まで）の場合 | 延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| | 延長利用（午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 9 時から午後 12 時まで）の場合 | 延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 9 時から午後 12 時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| 会議室 | 利用日における冷房又は暖房の利用時間×利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。) | |

備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

(2) 設備等利用料

| 区分 | 利用料 |
|---------------------------|-------------------|
| オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む。) | 1 台 1 時間につき 200 円 |

| | | |
|------------------------------|--------------|--------|
| マイク | 1本1時間につき | 100円 |
| 液晶プロジェクター（スクリーンを含む。） | 一式1時間につき | 460円 |
| 持込電源 | 1キロワット1時間につき | 50円 |
| スポットライト | 1台1時間につき | 200円 |
| 音響機器（マイクを除く。） | 一式1時間につき | 1,020円 |
| 音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス | 職員1人1時間につき | 1,020円 |
| シアター用液晶プロジェクター | 一式1時間につき | 1,020円 |
| シアター用スライド映写機 | 1台1時間につき | 510円 |
| オーバーヘッドカメラ | 1台1時間につき | 200円 |
| 16ミリ映写機 | 1台1時間につき | 720円 |
| テレビ | 1台1時間につき | 200円 |
| ドラムセット | 一式1時間につき | 510円 |
| DVDプレーヤー | 1台1時間につき | 200円 |
| カラオケセット（マイクを含む。） | 一式1時間につき | 2,050円 |

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成31年3月26日

(2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|------------|-----------|
| 博愛こども発達・在宅支援クリニック | 米子市両三柳1880 | 平成31年4月1日 |

鳥取県告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称 | 開設者の住所 | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|-------------|-------------------|----------------|------------------|-----------|
| 医療法人同愛会 | 米子市両三柳1880 | 博愛こども発達・在宅支援クリニック | 米子市両三柳1880 | 精神通院医療 | 平成31年5月1日 |
| 平岡合同会社 | 米子市皆生三丁目6-1 | 福生薬局 | 米子市皆生三丁目6-1 | 育成医療、更生医療、精神通院医療 | 〃 |

鳥取県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を平成31年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を平成31年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を平成31年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域 鳥取県内全域
- 3 終了年月日 平成31年3月31日

鳥取県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 田 隆 雄 東伯郡湯梨浜町大字藤津546

監 事 森 田 隆 子 倉吉市上井町一丁目120

平成31年4月1日就任 任期2年

鳥取県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋153

| | | |
|----|-------|----------------|
| 〃 | 長田潤之助 | 西伯郡大山町下市844 |
| 〃 | 籠津文彦 | 西伯郡大山町石井垣181 |
| 〃 | 影山宏明 | 西伯郡大山町門前988-1 |
| 〃 | 高虫寛 | 西伯郡大山町茶畑131-2 |
| 〃 | 二宮聖貴 | 西伯郡大山町豊成2581 |
| 〃 | 奥田隆夫 | 西伯郡大山町長田297 |
| 〃 | 高西史郎 | 米子市淀江町小波96-1 |
| 〃 | 池口稔 | 米子市淀江町西原729 |
| 〃 | 仲田祐康 | 米子市日下541 |
| 〃 | 加川賢明 | 西伯郡伯耆町遠藤102 |
| 〃 | 遠藤達也 | 西伯郡伯耆町富江708 |
| 〃 | 伊木隆司 | 米子市皆生五丁目17-95 |
| 〃 | 竹口大紀 | 西伯郡大山町東坪218-1 |
| 〃 | 森安保 | 西伯郡伯耆町小野435 |
| 〃 | 白石祐治 | 日野郡江府町江尾1802-1 |
| 監事 | 西村暁 | 西伯郡大山町御崎92 |
| 〃 | 徳永健 | 西伯郡大山町倉谷488-1 |
| 〃 | 景山健二 | 米子市淀江町中間636-1 |

平成31年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 天島清憲 | 西伯郡大山町高橋153 |
| 〃 | 籠津文彦 | 西伯郡大山町石井垣181 |
| 〃 | 西村暁 | 西伯郡大山町御崎92 |
| 〃 | 徳永健 | 西伯郡大山町倉谷488-1 |
| 〃 | 齋藤伸一 | 西伯郡大山町高田614 |
| 〃 | 二宮聖貴 | 西伯郡大山町豊成2581 |
| 〃 | 奥田隆夫 | 西伯郡大山町長田297 |
| 〃 | 高西史郎 | 米子市淀江町小波96-1 |
| 〃 | 池口稔 | 米子市淀江町西原729 |
| 〃 | 仲田祐康 | 米子市日下541 |
| 〃 | 加川賢明 | 西伯郡伯耆町遠藤102 |
| 〃 | 遠藤達也 | 西伯郡伯耆町富江708 |
| 〃 | 伊木隆司 | 米子市皆生五丁目17-95 |
| 〃 | 竹口大紀 | 西伯郡大山町東坪218-1 |
| 〃 | 森安保 | 西伯郡伯耆町小野435 |
| 〃 | 白石祐治 | 日野郡江府町江尾1802-1 |
| 監事 | 岸本耕二 | 西伯郡大山町殿河内779-42 |
| 〃 | 齋藤淳 | 西伯郡大山町高田600 |
| 〃 | 景山健二 | 米子市淀江町中間636-1 |

平成31年4月12日就任 任期4年

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年4月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成31年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成31年4月23日付第201900020770号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 平成31年度鳥取県土木積算システム基準改定業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月18日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 富士通株式会社鳥取支店 鳥取市永楽温泉町271 |

- 5 契 約 金 額 金30,085,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部技術企画課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成31年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4
- 5 落札金額 52,320,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成31年2月12日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

正 誤

平成31年3月19日付鳥取県公報号外第25号の鳥取県規則第20号（鳥取県文化財保護条例施行規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 下から16

誤 若しく破損

正 若しくは破損

頁 15

行 下から25

誤 所有者の氏又は名称及び住所

正 所有者の氏名又は名称及び住所

頁 22

行 20

誤 現状変更等を必要とする事由

正 現状変更等を必要とする事由